

産業構造審議会
消費経済部会特定商取引小委員会

報告書（抄）

平成19年12月10日

目次

はじめに	1
第1章 特定商取引に関する消費者相談の状況	2
1. 全般的傾向	2
2. 高齢者等を巡る消費者相談の状況	3
3. 個品割賦購入あっせんとの関係	8
4. 散見される新たな手口	11
5. 迷惑広告メールの状況	11
6. 通信販売をめぐる状況	12
7. 特定商取引法の指定制の問題	12
8. 団体訴訟（訴権）制度	13
9. 消費者相談を踏まえた検討項目	14
第2章 取引類型間で横断的な事項	15
1. 限定列挙方式から原則適用方式へ	15
2. 消費者団体訴訟（訴権）制度の導入へ	16
3. 法執行の強化に向けて	17
第3章 訪問販売に対する規律の強化へ	19
1. 勧誘規律の強化	19
2. 過量販売の取消	20
3. 訪問販売協会による会員管理の強化	21
4. 参入規制の可否	21
5. 「訪問販売」の範囲の精査	22
第4章 通信販売におけるトラブル解消に向けた対応	23
1. 迷惑広告メール対策の強化	23
2. 返品条件表示ルールの徹底	23
3. 更なる課題の取扱	24
おわりに	25
産業構造審議会 消費経済部会 特定商取引小委員会 委員名簿	26
産業構造審議会 消費経済部会 特定商取引小委員会の検討経過	27

- ・後の事情変更によって、万一当該商品等に関する消費者被害が生じ得るようになった場合
- ・未知の商品・商法が出現するなど、現時点で想定していない事態が生じた場合

等に、迅速かつ機動的な対応（例えば、特例措置の解除）を講じることが可能な制度とすることが必要である。

- (5) 指定制を廃止することによって、担当行政庁が特定されないような特定商取引がなくなることが期待されるが、特例措置を講じた場合にも、当該分野における消費者被害の状況の把握を行い、その状況に応じて所要の措置を講じるべき行政庁が明確になるような制度とするべきである。
- (6) 以上のことから、特例措置の対象は、関係者からの意思確認等一定の手続を経た上で、主務省令によって定めることが適当である。すなわち、特例措置の制定及び改廃が適切に講じられることを確保するため、行政手続法上のパブリックコメントの手続を経ることに加え、消費経済審議会に附議することとするべきである。

2. 消費者団体訴訟（訴権）制度の導入へ

基本的考え方

特定商取引法の対象となる商取引における消費者トラブルの解消に資するため、個々の消費者による権利主張や行政機関による取締りに加えて、消費者団体による監視が実効性を持って行われるようにするとの観点から消費者団体訴訟制度を導入するべきである。その際、できるだけ早急に消費者団体による差止請求制度を導入するべきとの観点から、特定商取引法に導入されるべき制度は、消費者契約法に導入された消費者団体訴訟（訴権）制度を基本的に踏襲することが適当である。

なお、損害賠償請求権の取扱など、消費者契約法への消費者団体訴訟の導入時に議論された事項については、消費者団体の認定手続の統一化の問題等とあわせて、消費者契約法の施行実績も見た上で、政府全体として検討していくべき課題と考えられる。

具体的措置

- (1) 消費者契約法に基づき差止請求を提起できる団体と、特定商取引法に基づき差止請求を提起できる団体とを、手続的に別個に認定することとする。その際、他の法制度上の適格団体の更新時期との整合性の確保等、運用上の工夫を最大限検討し、極力申請手続きの事務負担の軽減を図るべきである。
- (2) 国や都道府県と適格消費者団体との連携を図るため、団体からの訴訟業務に関する情報を、国及び、国を通じて都道府県とで共有されることが強く要請される。このため、具体的な情報共有の仕組みを制度開始までに構築することが必要である。

(3) 特定商取引法には、

- ・ 不当勧誘行為を規制する規定
- ・ 不当契約条項を規制する規定
- ・ 不当広告（表示）行為を規制する規定

の3種類の規定が設けられているが、これらの規定全体を消費者団体訴訟（訴権）の訴えの根拠となる条項として採用すべきである。なお、特定商取引法第7条のように、行政命令の対象となる行為を定めている条項についても、原則として、訴訟（訴権）提起の根拠となる条項として採用すべきである。

(4) 団体の提起した訴訟手続き相互の関係に関する、後訴制限や手続併合については、当面、消費者契約法に導入されている団体訴訟（訴権）制度の仕組みを踏襲することが適当である。

(5) 消費者団体の訴訟手続きと、行政機関の行政処分との関係については、適切な訴訟業務を団体が行っているかどうかに関する行政監督上の問題と捉えるべきである。団体の認定を行う経済産業大臣は、国及び都道府県の行政処分の状況を踏まえ、団体の訴訟業務の遂行状況を適切に監督し、およそ不合理な訴訟業務の遂行がなされている場合には、認定の取消し等所要の措置を講じることができることとするべきである。

3. 法執行の強化に向けて

基本的考え方

年々悪質業者の手口は巧妙になり、名称、住所等を隠蔽しているケースが増加している。このため、特定商取引法の厳正な執行を図るには、例えば資金決済取引を行う金融機関、電子マネー業者等に対して、販売業者等に関する報告等を求めることができるようにするべきであり、また、行政調査の権限についても、物件の提出など、立ち入り検査時の証拠入手に関する行政権限についても強化を図るべきである。

あわせて、特定商取引法違反に対する罰則についても、最近の他の経済犯罪に関する法制における罰則とのバランスを見つつ、その厳罰化を進めるべきである。

具体的措置

(1) 悪質業者が自らの住所や連絡先等を隠蔽している場合において、当該業者に対し適切な行政処分等を行うことを可能とするため、販売業者等と決済取引等を行う者に対し、参考となる報告や資料の提出を求めることができるようにするべきである。

(2) 立入検査の実効性を確保し、法律を厳正に施行するため、販売業者等及びその密接関係者に対し、証拠書類等の提出等を命ずることができるようにするべきである。